

第102回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時:平成25年5月22日(水) 午後2時から午後3時25分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 会議室

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(7名)

今関委員、臼田委員、鬼沢委員、木村委員

土屋委員、安井委員、懸田委員(書面)

事務局

浜本商工労働部次長

経営支援課 江澤副課長、石野班長、今井副主幹、宮崎副主幹

菅原主査、菅野主事

4 開 会:

① 審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、成田市公津の杜のファッションセンターしまむら公津の杜店、市川市大野町の(仮称)Joshin 市川大野店、四街道市大日の(仮称)四街道商業施設計画の新設案件3件となっております。この他報告案件として、UNICUS成田ほかの8件が既存店舗の変更として届出のあったもので、既に手続きを終えたものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

②成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。)

③県行政組織条例第32条第1項の規定により土屋副会長が議長となった。

④議事録署名人選出(議長が安井委員と木村委員の2名を指名した。)

5 議 事:

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<土屋副会長> 本日の審議案件は新設案件3件でございます。それでは審議案件の1、ファッションセンターしまむら公津の杜店につきまして事務局から説明をお願いします。

①ファッションセンターしまむら公津の杜店について

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

懸田委員からの書面による意見は次のとおり。

「基準値を順守するよう対策を講じること」とする県の意見は妥当なものと考えられる。

<土屋副会長> 「県の意見あり」の案件ですが、今後の流れについて説明願います。

<事務局> 今回ご提案した「県意見あり」がご賛同いただければ、「県意見あり」の通知書を設置者あてに出すこととなります。次に県の意見に対する設置者の京成電鉄からの回答があるわけですが、その内容は「届出事項の変更届出」、「添付書類の変更通知」、「届出事項を変更しない旨の通知」の何れかになります。どのような回答が出てくるか分かりませんが、回答如何では「三山大久保ビル」と同様に法 14 条の報告を求めることや夜間の騒音に関し地元自治会から状況を聴取することなどを考えています。

<土屋副会長> 委員の皆様方のご意見をいただきたいと思いますが、まず専門委員である交通の安井先生お願いします。

<安井委員> 交通量はほとんどありませんし渋滞もありませんので、交通問題はありません。

<木村委員> 荷さばきが深夜に及ぶということで、住居位置において基準値が守られていません。生活環境に与える影響もあると思いますが、その対応もなく、合理的理由が示されていません。何らかの対応を設置者に求めたいと思います。

<鬼沢委員> 計画書で減量に努めるとありますし、レジ袋の買い取りもやっておりますので、実績がどの程度か分かりませんが、計画通りに進めていただきたいと思います。

<今関委員> 県の意見に賛同します。一点確認したいのは、今回は設置者である京成電鉄に県の考え方が伝わり、前回とは違う回答になる可能性があるのかどうかという点です。また、荷さばき時間が22時台ということも前回と全く同じですが、同じ担当者が全部作っているということなのかお伺いします。

<事務局> 今回は京成電鉄が設置者ですが、前回は大久保製塩所が設置者で、届出に際しては手続きを全てしまむらに任せるといふ委任状が出されており、実質的にしまむらが手続きを行っています。また、設置者あての文書を出す場合は全て原本は設置者あてに出し、写しをしまむらに渡しています。このように情報は全て設置者に伝わるようにしています。今回県からの意見あり通知に対し京成電鉄がどのような対応をするかについては、全く予測できません。

<臼田委員> 騒音が基準値をオーバーしているのですから、設置者はただ影響がないということで済ませずに、大丈夫だということをきちんと数値で示していただきたいと思います。また、自治会から騒音について状況を聞くとの話がありましたが、自治会から苦情が確認で

できれば今回こそ誠意ある対応をお願いしたいと思います。

<土屋副会長> それでは、本案件に対する県の意見案については、妥当と判断したいと思います。今回は地元市からも意見が出ておりますので、より慎重な対応をお願いします。

②(仮称)Joshin 市川大野店について

<土屋副会長> それでは、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

懸田委員からの書面による意見は次のとおり。

適切な配慮・対策が講じられており、県の「意見なし」とする意見は妥当なものと考えられる。

<土屋副会長> 専門委員からの御意見ですが、交通について安井委員をお願いします。

<安井委員> 関係機関とも適切に協議されていますし、交通量調査において渋滞はないという結果になっていますので、問題はないと思います。

<木村委員> 営業時間及び荷さばき時間が夜間に及びませんので問題はないと思います。一つ気になるのは出入口が住居に近接しています。何か問題が発生した場合は迅速な対応をお願いします。

<鬼沢委員> 減量化計画、リサイクル計画とも適切だと思います。特に減量化計画では、梱包の発泡スチロールを成るべくダンボールに変更するようメーカーに要望するなど、廃棄物をきちんと処理しようとしており前向きでいいと思います。

<土屋副会長> 他に意見がないようなので、県の意見案「意見なし」を妥当としたいと思います。

③(仮称)四街道商業施設計画について

<土屋副会長> それでは、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

懸田委員からの書面による意見は次のとおり。

適切な配慮・対策が講じられており、県の「意見なし」とする意見は妥当なものと考えられる。

<今関委員> 店舗に入る経路ですが、計画では南側方面も含めて全て左折になっているが、前面道路は右折ができないのか、それとも右折はできるが左折での計画となっているのか。

<事務局> 前面道路の入口部分はゼブラゾーンになっており、基本的に右折はできません。そのため、すべて左折での入庫の計画となっています。

<土屋副会長> 夜間の騒音に関し計画書の22ページでは、隣地境界上の全ての予測地点において、騒音レベルの最大値は規制基準値を上回っていますが、それについて再度説明を願います。

<事務局> 店舗北側及び東側の住居位置については、高い遮音壁があり壁の店舗内側では基準値を超えますが、外壁の地点では基準値を下回ります。

<土屋副会長> 専門委員からの御意見ですが、交通について安井委員お願いします。

<安井委員> 関係機関とも適切に協議されていますし、交通量調査結果において渋滞はないので、問題はないと思います。

<木村委員> 荷さばきは昼間ですが、営業時間は深夜に及ぶということで、来客車両の走行音が住居位置で基準値を超過していますが、現況の騒音がそれを上回っているということで、周辺への影響は軽微であると考えます。なお、遮音壁が住居と近接するところに設置されていますが、日照や風通しで問題が発生した場合は迅速な対応をお願いします。

<鬼沢委員> 減量化計画、リサイクル計画を見て少し厳しいことを言わせていただきます。業種が、書籍やCDの販売とレンタルですが、計画書の記載内容は、コンサルがどこかの業種のもをコピーしたかのように見えます。計画的商品仕入れや商品管理について記載がありますが、業種からすると在庫が残ったからと言って廃棄物にはならず、すべて返品になる業種だと思いますので、この書き方はおかしいと思います。業種からしたら本の個別包装は止めるとか、カバーは減らすとかそういう減量計画があつてしかるべきだと思います。

<土屋副会長> 事務局においては、この点について十分頭に入れておいてください。他に意見がないようなので、県の意見案「意見なし」を妥当としたいと思います。

○ 議題(2)については、次のとおりであった。

配布資料(届出状況一覧)の補足説明を行ったほか、次回開催の第103回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉会:午後3時25分閉会

平成25年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印